

24 第二十一條

分會代表者會議は毎月一回定期に之を開催す  
但し執行委員必否と認めたる場合 若しくは分會代表者  
三カの一以上の吾來ありたる場合は臨時分會代表者會議を  
召集すべきものとす

第三節 執行委員会

第二十二條

本組合の執行機關として執行委員会を置く  
執行委員は大会に於て選出之れたる執行委員長並に執行委  
員によつて構成す

第二十三條

執行委員会は大会並に分會代表者會議の決議を執行す  
但し緊急の場合には大會若しくは分會代表者會議の決議を  
すして事務を處理する事を得 (此の場合には次期分會代表  
者會議若しくは大會の承認を得るを得ず)

第二十四條

執行委員会の統制下に左の各部門を置く

- 一 組 織 部
- 一 議 事 部
- 一 政 治 部
- 一 教 育 部
- 一 出 版 部
- 一 青 年 部

第二十五條

各異問部長は執行委員をして擔當せしむ  
部員及び嘱託は執行委員会に於て選任す

第二十六條

各異問部の組織は執行委員会に於て之を定む  
但し大會の承認を得るを得ず

第二十七條

執行委員会に書記若干名を置き事務を處理せしむる事を得

第四章 會計

第二十八條

本組合の經費は組合員より徴集する組合費を以つて支弁す  
本組合の組合費は金五十銭(總評議會本部費十銭 関東地方  
評議會費十銭 組合本部費二十銭 分會費十銭)とす

第二十九條

本組合の予算は大會の承認を経る事を得ず  
各工場分會の委員は毎月七日迄に所属組合員の組合費を徴  
集し執行委員会に納入する事を得ず

第三十條

本組合の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとす  
本組合の決算は大會に報告してその承認を経るを得ず

25 第三十一條

第三十二條